

令和8年4月2日  
練馬区立豊溪中学校  
校長 関根 奈美江  
生活指導部

## 豊溪中学校いじめ防止基本方針

## 1、いじめ問題に関する基本的な考え方

### いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より抜粋】

### いじめの基本認識

- ・いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという考え方は間違っている。
- ・いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多い。
- ・いじめはその行為の内容により暴行、恐喝、強要等の刑法等に該当する。
- ・いじめは学校教育の指導の在り方・家庭教育の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは学校・家庭・地域社会が、一体となり取り組むべき問題である。

以上の基本認識より、いじめ問題の特質を十分に認知し、常に「未然防止」と「早期発見」に取り組むべきである。また、いじめが発見された場合には「早期対応」をし、事態の改善・解決に努める。

## 2、未然防止

いじめ問題が学校の中で起こる背景には、携帯・スマホ・SNS使用に見られる環境で、人間関係構築の機会の減少に起因していると考えられる。学校ではじめて人間関係に葛藤し、コミュニケーションスキルの少なさから、いじめが起こると考えられる。いじめの未然防止のため、学級経営、人権教育、道徳教育、特別活動の充実を図る。

### 学級経営の充実

家庭・地域では、コミュニケーションスキルを学ぶ機会が少ない、人間関係構築のスキルを学ぶ場として学校がある。そのために学級集団を以下の視点で活用する。

- ①集団には、目的・組織・規律があることを学級活動の中で、体験させる。
- ②班等の小集団を単位としリーダーとフォロアーの関係性を体験させる。
- ③班替えや話し合い、日直活動を行いながら（活動計画の）承認・非承認、（取り組みの）達成評価、（活動が）不十分だった場合の追究・反省・まとめ（総括）等、①の「目的・組織・規律」の構成を実地に実感を伴う形で学習させる。
- ④以上の活動を組織しながら、班替えや臨時の問題別解決集団（プロジェクトチーム）を利用し、構成人員を入れ替える中で、様々な人間関係構築を作り出す。

### 人権教育の充実

- ①いじめは、人権侵害であり、決して許されるものではないことを生徒たちに理解させる。
- ②生徒たちが相手の心の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む。
- ③生徒の実態に合わせ、題材等の内容を十分に検討するべきである。

### 道徳教育の充実

- ①いじめは、道徳心の欠如が問題であり、決して許されるものではないことを生徒たちに理解させる。
- ②生徒たちが相手の心の痛みを思いやることができるよう、人間性豊かな心を育てることが大切になる。
- ③生徒が人としての「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自らの生活や行動を省み、いじめの抑止につながる。

### 特別活動の充実

- ①生徒は他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、学校生活のあらゆる場面において他者と関わる機会を増やす。
- ②生徒が、他者の痛みや感情を共感し受容するための想像力や感受性を身に付け豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

- ③生徒会役員と中央委員会を中心にありがとうキャンペーン等のいじめ防止の取り組みを強化するとともに、豊溪中学校の SNS ルールを再度見直し、生徒総会や生徒朝礼の場を使って生徒に呼びかけ、学校やソーシャルネット上でのいじめ防止を図る。
- ④情報モラル教育を実施し、他者への誹謗中傷は絶対に行ってはならないことを確認し、今後の生活にいかせるようにする。

### 3、早期発見

「未然防止」で人間関係構築の土台を固めながら、いじめへと惹起する不十分な人間関係構築行動に、以下の観点、観察を踏まえて取り組む。

#### 日常の観察

- ①休み時間や昼休み、放課後の雑談等、生徒の様子に目を配り、教職員の死角を無くし、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設ける。
- ②いじめ早期発見のためのチェックリストを活用する。(日頃からの活用)
- ③教室には常にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。
- ④自他の不利益には黙らない(抗議する)、一日の反省活動(帰りの会等)の話し合い活動を充実させる。(日直活動の充実も併せて行う。)

#### 観察の視点

- ①担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。
- ②気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行う。
- ③私的グループから、公的かつ目的共有型グループに変容していく様子を確認する。

#### 日記等の活用

- ①日直日誌や(場合によっては)連絡帳等の活用により、担任と生徒・保護者が日頃から連絡や報告を取ることで、信頼関係および公開する勇気を構築する。
- ②気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し迅速に対応し、「黙っていない」取り組みとして組織する。

#### 教育相談(学校カウンセリング)

- ① 日常生活の中での教職員の声かけ(チャンス相談)等、生徒が常に気軽に相談できる環境をつくる。
- ② 定期的な教育相談週間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。
- ③ 1学年時にSCとの全員面談を実施する。

#### いじめ実態調査アンケート

- ① 年に3度(6月, 11月, 2月)の実施を行う。
- ② その場でアンケートを記入することはせず、自宅に持ち帰り、集中できる環境で行わせるとともに、記入する期間は5日前後設けることとする
- ③ アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識をもつ。
- ④ 長期欠席者についても、できる限り全員がアンケートを実施できるように配慮する。
- ⑤ アンケート実施後は必要に応じて早急に関係者に聞き取りを行い、対応する。
- ⑥ アンケートの保管期間は5年間となるので、生徒からの情報を整理し確実に保管する。

### 4、早期対応の基本的な流れ

いじめと認知されるもの、および疑わしいと認知された場合は、以下のように対応する。

#### いじめ情報の確認

- ①いじめ防止推進教師を中心に「いじめ対策委員会」(管理職、学年教職員、生活指導担当者、養護教諭で構成)を招集する。
- ②いじめられた生徒を徹底して守る。
- ③見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)
- ④該当学級への援助を開始。(改善要求を組織し、世論つくりに入る)

※ただちに、学級担任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告し、対応検討、および対応の実施に入る。

### 正確な実態把握

- ①当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。
- ②個々に聴き取りを行う。
- ③関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ④ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- ⑤該当学級での改善要求への具体的な手立てをつくり、実行させる。

### 指導体制、方針決定

- ①指導のねらいを明確にする。
- ②すべての教職員の共通理解を図り、対応する教職員の役割分担を考える。
- ③教育委員会、関係機関との連携を図る。

※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案及び学校だけで解決が困難な事案緊急対策会議（校長を長として、管理職＋企画委員で構成）を開き、監督官庁・警察等へ連絡する。

### 生徒への指導

- ①いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ②いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- ③該当学級での自分たちで守っていく行動を支援、評価し、被害、加害を問わず、人間関係構築のスキルアップを図っていく。

### 保護者との連携

- ①電話ではなく直接会って具体的な対策を話し合い、考える。
- ②協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- ③人間関係構築のスキルアップの視点から、認識してもらうよう説得する。
- ④東京都から配付される「SNS 東京ノート」を基に、各家庭に SNS を使用する際の家庭内ルールを生徒と作成するよう呼びかけ、ネットいじめやライン上のトラブルなどの防止を図る。

### 今後の対応

- ①該当生徒、家庭に対して継続的に指導や支援を行う。
- ②カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ③心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

## 5、重大事態への対処

1～4の取り組みから拾いきれず、あるいは行動等が暗部に入って明らかにならず、いじめ問題が重大事態を引き起こした場合は、以下の通りに対応する。

### i) 重大事態の発見と調査

#### 【重大事態とは】

- ◎いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生徒が自殺を企図した場合等）
- ◎いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（対人関係で一定の期間連続して欠席しているような場合等）
- ◎生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき調査を行うための組織は、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ◎事実関係を明確にするための調査を実施する。その場合、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施し、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

## ii) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。

②質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

③希望に応じて、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

## iii) 再調査とその結果による措置

①専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

②再調査の結果を踏まえた必要な措置を講ずる。

## 6、ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。そのために「SNS 学校ルール」を生徒会中心に策定し、生徒・保護者に広く周知する。また、それを受けて家庭でもルールについて話し合ってもらおう。また各家庭で作成された家庭内でのルールは教員間で共有し、ネット上でのいじめの未然防止を図る。

早期発見には、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

### ネット上のいじめとは

SNSを利用して、特定の生徒の誹謗中傷や個人情報等を書き込んだり、送付したりするなどの方法により、いじめを行うものである。

### 特殊性による危険

①匿名性により、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者被疑者を特定できずに悩み、心理的ダメージが大きい。

②掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

③スマホで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

④一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

### 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

また、区内中学校、警察等の機関との連携を図り情報交換を密にし、収集した情報をもとに生徒に注意喚起や指導を行う。

## i) 保護者会等で伝えるポイント

①フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うことの要請や、持たせる必要性について検討を要請する。

②インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、個人情報が流出するといったスマホ特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもってもらう。

③「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に深刻な影響を与えることを訴える。

④家庭では、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問いかける等、日常的に関わることを要請する。（ペアレンタルコントロール）

⑤被害等があった場合は、即座に学校や警察（サイバーポリス）へ相談するよう訴える。

## ii) 情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた以下の事柄について指導を行う。

- ①発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ③違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ⑤一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- ⑥誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ⑦書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

## iii) チェーンメールの指導の際、生徒たちに理解させるポイント

- ①チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりするのではないこと。
- ②受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

## 早期発見・早期対応のために

### i) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ①書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を生徒、保護者に伝え、協力して取り組む。
- ②学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携を図る。
- ③被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

### ii) 書き込み等の削除の手順

- ①書き込みの確認（掲示板のアドレスを記録・書き込みをプリントアウト・携帯電話の場合はデジタルカメラで撮影など）をする。
- ②掲示板の管理者に削除依頼をする。
- ③掲示板のプロバイダに削除依頼（管理者により削除されない・管理者の連絡先が不明）をする。
- ④削除依頼メールの再確認・警察へ相談・法務局、地方法務局に相談（上記で削除されない）をする。
- ⑤削除確認を行い、あわせて生徒や保護者等への説明を行う。（現状を踏まえて）

## 7、補 足

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」の主旨を踏まえ作成されたものであり、実効性のある内容と自負するものであるが、その精度を向上させる上でも、年度ごとに見直し、改定していくものである。

(令和8年4月1日更新)